

HiTO HuB 利用規約

第1条 (本施設の目的)

HiTO HuB (以下「本施設」という)は、利用者がチャレンジしやすい環境を提供し、利用者相互のつながりを助けることによる浜名湖・館山寺地域のビジネスコミュニティの創造を目指して運営されています。

第2条 (利用規約の遵守)

1. 利用者は、本施設の利用にあたって本規約に定める事項を遵守するものとします。
2. 利用者は、本施設及び本施設に設置された設備について、所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、別途、運営管理者が承諾したものを除き、設置設備の移動等、現状を変更することとなるような行為は一切認められません。
3. 本施設は、運営者の都合により新設、移動、リニューアル工事等に伴う一時的な閉鎖または全部もしくは一部の廃止をすることがあります。

第3条 (利用料金・営業時間)

1. 利用料金・営業時間についてはWEBサイトをご確認ください。
2. 利用者は、会費その他の料金を、利用開始前までに現金または本施設が定める決済方法にて支払うものとします。
3. 本施設の休業日及び営業時間は、本施設の定めるスケジュールに従うものとします。ただし、WEBサイトやその他の適切な方法により告示の上、休業または時短営業を行う場合があります。会員は、かかる休業または時短営業に関して本施設に対し異議および会費の減額を申し立てることはできないものとします。

第4条 (利用の申し込み)

1. 利用希望者は、本規約を理解し「HiTO HuB 利用申込みフォーム」に必要事項を記入したうえで申し込みを行い、その申し込みについて本施設が承諾したときに限り利用することができます。
2. 前項の「HiTO HuB 利用申込みフォーム」による申し込みは、利用希望者の身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証)と合わせて行うものとします。

第5条 (申し込みの拒絶)

本施設は利用希望者が本契約の条項を違反する恐れがあると判断した場合、利用開始までに申し込みを拒絶することができます。

第6条 (守秘義務)

利用者及び本施設は、本契約に基づき本施設を利用する上で知り得た事項について、第三者に開示してはけません。

第7条 (個人情報の利用)

本施設は、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、本施設の運営にのみ利用し保存します。

第8条（禁止事項）

利用者は以下の行為をしてはいけません。

- ・利用目的と異なる目的での利用
- ・利用時間を過ぎての利用
- ・本施設内における政治活動・宗教活動
- ・暴力団その他反社会的な活動を目的とする個人・団体等による利用
- ・危険物を持ち込む利用
- ・法令において禁止されている活動を目的とした利用
- ・他の利用者等に対して個人情報を読み出す行為、その他の迷惑行為
- ・本施設の許可を得ずに行う営業行為、勧誘行為、募金行為、広告物を配布する行為
- ・本施設の設備、備品等を損壊する利用
- ・本施設の許可を得ずに行う飲食・飲酒を伴う活動
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、ストーカー行為、その他利用者が身体的・精神的に被害を被る行為
- ・利用者及び本施設の近隣に迷惑となる騒音、臭気を伴う利用
- ・本施設が管理不能又は管理に支障がある利用
- ・その他公序良俗に反する目的のための利用

第9条（強制解除）

利用者に以下の事実があったときは、本施設は即時に本契約を解除します。

- ・利用申込書の記入事項に事実と異なる記載をしての利用
- ・再三の注意にもかかわらず禁止事項を行うとき
- ・売春、賭博、覚醒剤の使用、盗聴その他の犯罪行為があったとき
- ・暴力団、宗教団体、政治団体、反社会的勢力としての活動のための利用があったとき
- ・マルチ商法その他のネットワークビジネス及びこれに関連する事業として行っているとき
- ・守秘義務に違反したとき
- ・仮差押え、仮処分又は強制執行があったとき
- ・競売開始、破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき
- ・故意に本施設内の設備等を滅失・棄損・汚損したとき

第10条（損害賠償）

1. 利用者等が、故意または過失によって本施設内の設備を破壊、棄損、汚損等した場合は、本利用者には直ちにその事実を本施設に報告していただくと共にその損害を賠償していただきます。
2. 前項において他の利用者等に対して生じた損害についても同様とします。

第11条（免責事項）

本施設は、以下についてはその損害の賠償を免れる。

- ・地震・風水害等の天災地変や暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とするガス・水道・電気・IT設備その他諸設備の故障、破壊により生じた損害
- ・本利用規約の変更
- ・本施設内における私物の紛失
- ・利用者における個々の紛争、利用者同士との紛争
- ・その他本施設の責めに帰すことのできない事項

第12条（協議）

利用者等及び本施設は本契約に定めのない事項や、本契約の解釈について疑義を生じた事項については誠意をもって協議するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約において争いが生じた場合、本施設の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。